

様式第 1

【ご注意】

土木工事等の開発行為等を行う土地が、文化財保護法第 93 条第 1 項に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」である場合は、土木工事着手の 60 日前までに伊予市教育委員会を經由して愛媛県教育委員会に対し「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出（通知）書」を提出する必要があります。工事着手の 61 日以上前にこの書類を伊予市教育委員会に提出して確認してください。

提出日 年 月 日

周知の埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財確認願

伊予市教育委員会教育長 様

1 申出人

会社名等	
住 所	
ふりがな 担当者氏名	
電話番号	- -
回答方法 FAX・メール	※回答書の送付を希望 する番号・アドレスを 記入ください。

2 確認の目的（該当する欄に○印）

<input type="checkbox"/>	1 土木工事等に伴う事前調査のため
<input type="checkbox"/>	2 開発許可・建築確認申請等に伴う事前調査のため
<input type="checkbox"/>	3 不動産調査のため
<input type="checkbox"/>	4 その他 ※目的を記入（ ）

3 確認する場所

所在地（地番）	伊予市
必要添付書類	<input type="checkbox"/> 所在地を含む付近の地図 ※地図が無い場合は確認ができません。

※以下は記入しないでください。

回答書

回答日 年 月 日

周知の埋蔵文化財包蔵地の有無

あり 名 称（ ） ・ なし

指定・登録文化財の有無

あり 名 称（ ） ・ なし

通知事項

<input type="checkbox"/>	着工前に愛媛県への届出等が必要です。下記までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	該当ありませんが、未知の埋蔵文化財が見つかる可能性がありますので、慎重工事をお願いするとともに、遺物等を発見したらすぐに下記までご連絡ください。
その他通知事項	

提出先・お問合せ 伊予市教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護担当
〒799-3193 伊予市米湊 820 電話(089)982-5155 FAX 982-5156